

令和2年4月28日開催

第 18 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第18回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月28日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 みついしふれあいプラザ

3. 出席委員 10 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主 幹	神	谷	貴 史
再任用職員	石	丸	修 司
参事(兼務)	森	宗	厚 志

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意契約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第6号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局長	それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年4月28日招集、第18回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の欠席者はありません。 以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。 総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。
会長	挨拶
事務局長	それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】
議長	それでは、議事録署名委員は、5番岡田委員、6番安田委員にお願いいたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の議案第1号、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について議案第1号1番の議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに説明】 合意解約が成立しているものです。こちらは議案第4号順位7番に関係しております。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、議案第1号1番は事務局の説明のとおり、承認としてよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番は事務局の報告どおり承認することと決定いたします。
議長	次に事務局より議案第1号2番の議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第1号2番を議案書をもとに説明】 合意解約が成立しているものです。こちらは議案第4号順位3番に関係しております。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、議案第1号は事務局の説明のとおり、承認してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番は事務局の報告どおり承認することと決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、農業経営安定のため、譲受人から使用貸借している農地を譲り受けるものです。 なお、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われま

	す。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に事務局より議案第2号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番は、親の農地を贈与いたしたいもので、取得後は法人に使用貸借するものです。なお、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
4番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	それでは他に質疑ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、現在居住している住宅が狭隘で老朽化しているため、後継者の住宅を建築するものです。場所については、計画書の内容から管理上最適な場所を選定しております。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請については転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われれます。昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
6番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。

議長 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による定については、所有権移転が3件、利用権設定が5件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号1番を議案書をもとに説明】

順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2番 議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番の集積計画はこれを決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画はこれを決定します。

議長 次に事務局より議案第4号2番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに説明】

順位2番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画は、これを決定することとします。

議長 次に事務局より議案第4号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに説明】

順位3番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を買い受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

7番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画は、これを決定することとします。

議長 次に事務局より議案第4号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号4番を議案書をもとに説明】

順位4番ですが、新規就農のため農地を借り受けたいものです。別添の経営計画書により説明いたします。6年前から、近隣農家で牛の飼育を手伝っており、この度新規就農を希望するものです。肉用牛を5頭から始め、50頭まで増頭する計画になっております。今後、息子さんと呼んで経営する予定との考えであるとのことです。

なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

7番 議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号4番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画は、これを決定することとします。

議長 次に事務局より議案第4号5番と6番は関連がありますので一括議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号5番・6番を議案書をもとに説明】

こちらは、経営規模拡大のため隣接農地を借り受けたいものです。

なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2番 議案第4号5番・6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号5番から6番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号5番から6番の集積計画は、これを決定することとします。

議長 次に事務局より議案第4号7番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号7番を議案書をもとに説明】

順位7番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を借り受けたいものです。

なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

2番 議案第4号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第4号7番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号7番の集積計画は、これを決定することとします。
議長	次に事務局より議案第4号8番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号8番を議案書をもとに説明】 順位8番ですが、新規就農のため農地を借り受けたいものです。現在の賃貸借が終了することに合わせて、下屋敷美香さん個人として新規就農するものです。 (経営計画書をもとに説明) なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第4号8番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号8番の集積計画は、これを決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号8番の集積計画は、これを決定すると決定します。
議長	次に、議案第5号農業振興地域における農用地区域の変更等についてを、議題といたします。事務局より、議案第5号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番は、農家住宅の建設に係る除外です。 昨日、地区担当委員に現地調査ををさせていただき、除外について適当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に議案第5号2番について、議題とします。事務局より議案第5号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番は、簡易牛舎の建設に伴う用途変更です。牛舎は200㎡以下のため転用申請は必要としていないものです。 昨日、地区担当委員に現地調査ををさせていただき、用途変更について適当とのご意見をいただいております。

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第6号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第6号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については5件です。議案書をもとに説明します。 【議案第6号1番を議案書をもとに説明】
事務局	申請地は、道路と雑種地及び宅地に囲まれた狭隘な土地です。長年肥培管理がされていない荒廃した農地となっております。この度ここを地目整理し処分するため証明願いが出されました。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付をする見込みがなく、管理もむずかしいから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第6号2番について議題といたします。事務局より、議案第7号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号2番の議案書をご覧ください。 【議案第6号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番ですが、宅地と河川敷地に挟まれた農地であります。ハウス敷地のそばにありますが、通年湿地で管理が難しいことからこの度住宅敷地として使用するべく証明願いがありました。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、今後営農作付も見込みがなく、肥培管理も難しいから非農地である旨のご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいで

すか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号3番について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号3番の議案書をご覧ください。

【議案第6号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、相続農地で水路に囲まれた孤立した農地であります。地権者は遠方であり、農地であるという性質上、これまで地元にいる妹夫婦がブラシカッターで作業管理していましたが、手の行き届かない箇所もあり、荒廃した箇所も散在している状況であり、この度地目変更登記を行い、妹さんに譲り渡したいということで証明願いが出されております。

昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、今後営農作付をする見込みはありませんが、水路に囲まれた周囲が農地であることから、近隣農家へ依頼するなどして、荒らさないことを条件として、非農地はやむを得ないのご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第6号3番については、事務局の説明のとおりです。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

議長 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号4番について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号4番の議案書をご覧ください。

【議案第6号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番ですが、周辺が宅地化された、農用地区域外の農地であり、この度地目整理し処分するため非農地にするべく証明願いが出されたものです。

昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、周辺は宅地化される見込みのある場所で、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第6号4番については、事務局の説明のとおりです。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

議長 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号5番について議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号5番の議案書をご覧ください。

【議案第6号5番を議案書をもとに説明】

事務局 順位5番ですが、周辺は宅地化された農用地区域外の農用地です。この度地目変更を行い

処分するべく、証明願いが出されたものです。

昨日、現況調査を地区担当委員に行っていただき、周辺は病院敷地に隣接しており宅地化される見込みのある場所で、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第6号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号5番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号5番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時50分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和2年4月28日(議事録調整日 令和2年10月6日)

新ひだか町農業委員会会長

Ⓜ

議事録署名委員

Ⓜ

議事録署名委員

Ⓜ

3

—

—

—

-

-

—

—

—

—